毎日新聞　2014年（平成26年）12月12日（金）　広島

元RCCアナ窃盗事件の控訴を棄却

高裁判決・上告へ

銀行の記帳台に置き忘れられた現金6万6600円入りの封筒を盗んだとして、窃盗罪に問われた南区旭2、元RCC（中国放送）アナウンサー、煙石博被告(68)の控訴審判決が11日、広島高裁であった。高麗邦彦裁判長は懲役1年、執行猶予3年とした昨年11月の1審判決を支持し、控訴を棄却した。被告は上告する方針。

弁護側は控訴審で、店舗内の防犯カメラ映像を独自に民間会社で解析し、「被告は封筒に触れておらず、盗んでいないことは明らか」と主張。判決で高麗裁判長は「鑑定を裏付ける映像はない。置き忘れた封筒を従業員が発見するまで、記帳台に触れたのは被告のみで盗んだと推認できる」と退けた。

判決によると煙石被告は2012年9月24日、南区旭2の銀行支店で、女性客が記帳台に置き忘れた現金6万6600円などが入った封筒1通を盗んだ。【石川裕士】

産経新聞　平成26年（2014年）12月12日　金曜日　（広島）

「現金抜き取る時間あった」

元アナウンサーの控訴棄却

広島高裁、1審判決支持

▲判決後会見する煙石博被告（左）と久保豊年弁護士（右）＝11日、広島市中区の弁護士会館

銀行で現金を盗んだとして窃盗の罪に問われた元中国放送アナウンサー、煙石博被告(68)＝広島市南区旭＝の控訴審判決公判が10日、広島高裁で行われ、高麗邦彦裁判長は1審判決を支持し控訴を棄却した。弁護側は即日上告した。

煙石被告は1審に続いて犯行を否認。弁護側は控訴審で、銀行内の防犯カメラの画像解析を民間会社に依頼し、証拠として提出した。そのうえで「被告人が封筒から現金を抜き取った場面は録画されていない」と主張したが、高麗裁判長は「防犯カメラの映像には死角があり、カメラに映らず封筒から現金を抜き取る十分な時間と機会はあった」として、犯罪事実を認定した1審判決を支持した。

煙石被告は平成24年9月、広島市南区の銀行の記帳台にあった封筒から現金6万6600円を盗んだとして同年11月に起訴。一貫して無罪を主張していたが、1審の広島地裁では懲役1年、執行猶予3年の判決が言い渡された。

判決後会見した煙石被告は「怒りで震えています。真実と正義の物差しを失った絶対に許されない判決だ」と憤った。